

第5章 重点整備地区の区域及び特定経路，準特定経路

1 重点整備地区の区域

交通バリアフリー法は、「高齢者や身体に障害のある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進する。」ことを目的としており、重点整備地区の要件の一つとして、「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行なわれ、かつ、相当数の高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。」と規定しています。

これを烏丸地区に当てはめると、まず、烏丸地区における公共交通機関の核である阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅を利用する高齢者や身体に障害のある人などが、旅客施設から目的地まで、安全・円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備することを主眼として、烏丸地区基本構想を策定する必要があります。

そして、重点整備地区の区域については、阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅で電車から降りて徒歩で行くのが一般的であると考えられる駅周辺の施設のうち、多数の高齢者や身体に障害のある人などが日常生活や社会生活において利用すると考えられる施設を含む区域とすることが必要となります。

このことを踏まえ、重点整備地区の区域を以下のように設定しました。

(1) 旅客施設周辺に立地する官公庁施設や福祉施設などの主要施設の抽出

旅客施設駅からの徒歩圏内（駅から概ね半径1 kmの範囲）に立地し、多数の高齢者や身体に障害のある人などが、駅を経由して徒歩で利用すると考えられる施設を表一七のように抽出しました。

表一七 駅周辺に立地する主要施設

福祉施設	ソルト，工房あすく，ほっぷ，下京修徳ふれあい福祉会館
医療施設	逓信病院，京都四条病院，富田産婦人科病院，山元病院
教育施設	堀川高校，池坊学園
官公庁施設	京都地方合同庁舎，京都東府税事務所，ハローワーク烏丸御池，中京郵便局，五条警察署，堀川警察署，下京税務署
文化・レクリエーション施設	京都文化博物館，女性総合センター，京都市芸術センター，学校歴史博物館，京都市総合教育センター
商業施設	新風館，藤井大丸，高島屋京都店，河原町ビブレ，河原町 OPA，大丸京都店，阪急百貨店

(2) 重点整備地区の区域の設定

表一七の施設のうち、高齢者や身体に障害のある人にとって特に重要な施設である逓信病院，京都四条病院，五条警察署，そして高齢者や身体に障害のある人に限らず多くの人利用する大丸京都店，新風館などの大規模商業施設，また，妊産婦の人がより広範囲の地域から行く山元病院を重要施設と捉え、重点整備地区は、阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅とこれらの施設とを結ぶ経路を含む地区とすることとしました。

区域の設定に当たっては、阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅に隣接する阪急大宮駅，阪急河原町駅，地下鉄烏丸御池駅，地下鉄五条駅の位置や表一七の施設間の移動を勘案し、また、駅周辺の居住環境整備の観点なども踏まえ、駅を中心として一体的にバリアフリー化を推進すべき区域として総合

的に判断しました。

具体的な区域の線引きについては、道路によって明確に境界を定めました。

重点整備地区の区域を図-7に示します。

2 特定経路，準特定経路

交通バリアフリー法では、特定旅客施設と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「特定経路」と位置付け、この特定経路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施することとされています。

また、特定事業の実施に当たっては、2m以上の歩道を確保するなどの移動円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

烏丸地区の特定経路の設定に当たっては、1(2)で重要施設として抽出した山元病院、新風館、大丸京都店及び五条警察署に着目し、当該駅とこれらの施設とを結ぶ主要経路について特に重点的にバリアフリー化を図っていくべきであると判断しました。

また、地区内において、バスから鉄道への乗り換え拠点として利用されているが、一部道路幅員が狭小であり2m以上の歩道幅員を確保できず、かつ、特定事業の目標年次である平成22年までに、何らかのハード的な整備が必要と思われる区間については、「準特定経路」に位置付け、特定経路を補完する経路として、特定経路の整備に併せてできる限りバリアフリー化を図っていくこととしました。

このような考え方にに基づき、以下のとおり特定経路と準特定経路を設定しました。

(1) 特定経路の設定

阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅と山元病院、新風館、大丸京都店及び五条警察署とを結ぶ主たる経路のうち、表-8の区間を特定経路に位置付けました。

表-8 特定経路

特定経路Ⅰ	区 間：烏丸駅・四条駅～大丸京都店の東方（柳馬場通まで） 該当する路線：主要市道嵐山祇園線（通称：四条通）
特定経路Ⅱ	区 間：烏丸駅・四条駅～新風館の北方 該当する路線：一般国道367号（通称：烏丸通）
特定経路Ⅲ	区 間：烏丸駅・四条駅～山元病院の北方 該当する路線：主要市道嵐山祇園線（通称：四条通） 府道京都広河原美山線（通称：堀川通）
特定経路Ⅳ	区 間：烏丸駅・四条駅～五条警察署の南方 該当する路線：一般国道367号（通称：烏丸通）

(2) 準特定経路の設定

四条通，室町通，綾小路通，烏丸通を囲む経路のうち，表－9の区間を準特定経路に位置付けました。

表－9 準特定経路

準特定経路	区 間：室町通から綾小路通の区間 該当する路線：室町通，綾小路通
-------	-------------------------------------

特定経路，準特定経路を図－7に示します。

